

大口町国民健康保険、愛知県後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ 特定健康診査・後期高齢者健康診査実施医療機関 追加のお知らせ

7月1日(水)より、ソワンアイクリニックが健診実施医療機関(眼底検査のみ)に追加されました。

ソワンアイクリニック 住所 大口町下小口六丁目167番地

眼底検査受診可能期間 7月1日(水)から12月25日(金)

※眼底検査のみの受診はできません。眼底検査終了後は必ず健康診査(内科)を受診してください。受診の順序は「眼底検査」⇒「健康診査(内科)」です。

必ず眼底検査を最初に受診してください!

健康診査 受診の流れ

受診の
順序は

- ① 眼底検査
- ② 健康診査(内科)

健康診査(内科)を受診した際に受診券を回収しますので、はじめに眼底検査を受診してください。
眼底検査のみの受診はできません。

ご希望の医療機関を選んで受診

眼底検査・健康診査 同時に受診

伊藤整形・内科あいちスポーツ・
人工関節クリニック

江口医院

KAMIOクリニック

さくら総合病院

すずいクリニック

受診券回収

持ち物

①受診券

問診票(B面)を、あらかじめ黒色のボールペンまたはえんぴつでご記入し、医療機関にお越しく下さい。

②健診結果のお知らせ

③マイナ保険証または資格確認書(国保・後期)

※眼底検査を希望されない場合は、健康診査実施医療機関の窓口でお申し出ください。

健診は、6月から12月までの期間で受けられます。ゆとりをもって受診してください。

ご希望の医療機関を選んで受診

眼底検査・健康診査 別に受診

① 眼底検査

北川眼科

江口医院

KAMIOクリニック

コスモス眼科

さくら総合病院

ソワンアイクリニック

7月1日より
新規追加

② 健康診査(内科)

伊藤整形・内科あいちスポーツ・
人工関節クリニック

江口医院

大川外科胃腸科クリニック

かつし家庭医療医院

KAMIOクリニック

かめいクリニック

坪井クリニック

ひじかた整形外科

扶桑よしだクリニック

やすだ内科クリニック

山田ファミリークリニック

ゆうゆう内科おなかクリニック

今井医院

さくら総合病院

さのクリニック

すずいクリニック

みどりクリニック

やまだクリニック

山田外科内科

受診券回収



国民健康保険ご加入の方へ

8月から高額療養費の自己負担限度額が変わります！

入院等で医療費が高額になる方へ

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、後日申請により高額療養費として払い戻されます。マイナ保険証（保険証の利用登録がされた個人番号カードのこと）を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証等の事前申請は不要です。

資格確認書を利用している方は、受診時に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、自己負担限度額までの窓口負担ですみます。あらかじめ申請して交付を受けてください。

持ち物 資格確認書、世帯主と認定証の発行を希望する方の個人番号の分かる書類、顔写真付きの身分証明書（写真なしの場合は2点）

※現在交付されている認定証の有効期限は7月31日（金）までです。8月以降も引き続き認定証が必要な方は8月1日より申請を受け付けます。

※70歳から74歳の高齢世帯で、課税所得690万円以上および一般の方（課税所得が145万円未満で非課税世帯でない方）は申請の必要がありません。所得区分が分からない方は、戸籍保険課までお問い合わせください。

※国保税を滞納していると、認定証の交付を受けられません。

問合せ先 戸籍保険課 ☎95-1116

●70歳未満を含む世帯に係る自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	年間上限
所得 901万円超	27万 300円 + (総医療費 - 90万 1,000円) × 1%【4回目以降 14万 100円】	168万円
所得 600万円超 901万円以下	17万 9,100円 + (総医療費 - 59万 7,000円) × 1%【4回目以降 9万 3,000円】	111万円
所得 210万円超 600万円以下	8万 5,800円 + (総医療費 - 28万 6,000円) × 1%【4回目以降 4万 4,400円】	53万円
所得 210万円以下	6万 1,500円【4回目以降 4万 4,400円】	53万円(※1)
住民税非課税世帯	3万 6,900円【4回目以降 2万 4,600円】	29万円

※1一部 41万円の場合があります。

●70歳から74歳の高齢世帯に係る自己負担限度額

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	年間上限
課税所得 690万円以上	27万 300円 + (総医療費 - 90万 1,000円) × 1%【4回目以降 14万 100円】		168万円
課税所得 380万円以上	17万 9,100円 + (総医療費 - 59万 7,000円) × 1%【4回目以降 9万 3,000円】		111万円
課税所得 145万円以上	8万 5,800円 + (総医療費 - 28万 6,000円) × 1%【4回目以降 4万 4,400円】		53万円
一般	2万 2,000円(年間上限 21万 6,000円)	6万 1,500円【4回目以降 4万 4,400円】	53万円(※1)
低所得Ⅱ	1万 1,000円(年間上限 9万 6,000円)	2万 5,700円【4回目以降 2万 4,600円】	29万円
低所得Ⅰ	8,000円	1万 5,700円	18万円

※1一部 41万円の場合があります。

- 課税所得 145万円以上の場合でも、世帯収入の合計金額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や総所得金額等から43万円を控除した金額の合計額が210万円以下の場合、一般となります。
- 住民税非課税世帯のうち、各世帯員の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯は低所得Ⅰ、それ以外の非課税世帯は低所得Ⅱとなります。

- 所得区分は、総所得金額等から43万円を控除した金額になります。
- 70歳未満、70歳から74歳どちらも【 】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。
- 年間上限は、8月から翌年7月の1年間で計算されます。